

# 熊本県立大学電気備等改修工事

図面番号	図面名称	SCALE	図面番号	図面名称	SCALE
E-00	表紙・図面リスト	—	M-01	機械設備工事特記仕様書（その1）	—
E-01	電気設備工事特記仕様書（その1）	—	M-02	機械設備工事特記仕様書（その2）	—
E-02	電気設備工事特記仕様書（その2）	—	M-03	付近見取図・配置図	A1:1/800 A3:1/1600
E-03	付近見取図・配置図	A1:1/800 A3:1/1600	M-04	本部棟 給水設備 1階平面図	A1:1/100 A3:1/200
E-04	キャリアセンター 1階平面図	A1:1/100 A3:1/200	M-05	(改修後・改修前) 本部棟 給水設備 1階平面詳細図	A1:1/50 A3:1/100
E-05	盤結線図	A1:1/100 A3:1/200	M-06	(改修後) 小ホール 空調換気設備 1階平面図	A1:1/100 A3:1/200
E-06	(改修前後) 盤姿図・撤去図	A1:1/100 A3:1/200	M-07	(改修後・改修前) 空調換気設備 1階機械室平面詳細図	A1:1/50 A3:1/100

電気設備工事特記仕様書

I 工事概要

1 工事名称 熊本県立大学電気設備等改修工事
2 工事場所 熊本市東区月出三丁目1番100号 地内
3 建物概要

Table with 6 columns: 建物名称, 構造, 階数, 延面積 (㎡), 消防法施行令別表第1区分, 備考. Row 1: キャリアセンター, 7項

※ 建築基準法に基づき定められた風速 (V0) ( m/sec )
※ 建築基準法に基づき定められた積雪荷重 ( )

※ 地表面粗度区分 ・ I ・ II ・ III ・ IV

4 工事項目 (電気設備工事) 〇印を付したものを表. Columns: 工事項目, 建物名, 1, 2, 3, 4, 屋外. Includes items like 電灯・コンセント設備, 幹線・動力設備, etc.

5 工事項目 (機械設備工事) 〇印を付したものを表. Columns: 工事項目, 建物種別及び屋外, 1, 2, 3, 4, 屋外. Includes items like 空気調和設備, 換気設備, etc.

6 設備概要 (機械設備工事) (本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。〇印を付したものが該当項目となる)
Table with columns for equipment types and specifications.

※注意事項
① 工事用資・機材、建設副産物等の過積載をしないこと。
② 過積載を行なっている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
③ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することの無いようにすること。
④ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラック等が、工事現場に出入りしないようにすること。
⑤ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ同団体への加入者の使用の促進に努めること。
⑥ 下請け契約の相手方又は資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
⑦ ①から⑥の事項につき、下請け契約における受注者を指導すること。

II 特記事項
1 本工事の契約は、図面及び仕様書に基づくものとし、添付の工事内訳書は参考とする。
2 図面及び仕様書に記載されている製造所及び商品名は、製品の程度を示すもので参考とする。
3 契約締結後着工届を速やかに提出すること。現場代理人及び主任(監理)技術者通知書には、受注者に所属し、かつ、必要資格を有することが確認できる書類を添付すること。
4 建設業退職金共済制度の「掛金収納書」及び建設労災補償共済制度の「加入証明書」(軍)もしくは労働災害使用者賠償責任保険等加入を証する書類を契約後1月以内に提出すること。なお、建設業退職金共済制度の「掛金収納書」提出の必要がない場合は、建設業退職金共済紙交付辞退届を提出すること。
5 特記仕様書に記載されている監督員の承諾、監督員との協議等の要領については、工事管理要領に定めるところによる。
6 使用材料及び下請業者については、県産資材、県内企業及び誘致企業の採用に努めること。県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得ること。なお、県産資材、県内企業及び誘致企業とは、以下に該当するものをいう。
(1) 県産資材とは、県内で産出、生産又は製造されたものをいう。
(2) 県内企業とは、県内に主たる営業所を置く建設事業者をいう。
(3) 誘致企業とは、県内に誘致された企業をいう。
7 本工事は電子納品対象工事とする。
8 暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処する。
① 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署へ通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
② 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程が遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
III 工事仕様
1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁省幹部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)」
「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」、及び「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」による。
なお、公共住宅建設にあっては、国土交通省住宅局住宅総合整備課監修「公共住宅建設工事共通仕様書(平成28年度版)」を併せて適用する。
2 項目は、巻頭の欄に〇印の付いたものを適用する。〇印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。〇印と※印の付いた場合は、両方を適用する。
3 特記事項は、〇印の付いたものを適用する。〇印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。〇印と※印の付いた場合は、両方を適用する。
4 形状寸法の単位は、特記した場合は除きミリメートルとする。
5 各巻の特記事項欄にある( )書きは新築工事標準仕様書の巻・節・項番号である。

章 項目 特記事項

Table with 3 columns: 項目, 特記事項, 備考. Includes items like 1 適用基準等, 2 電子納品に関する事項, 3 工事実績情報の登録(工事カルテ), etc.

Table with 3 columns: 項目, 特記事項, 備考. Includes items like 〇 8 再生資材利用, 9 再生資材の利用, 10 建設発生土の利用, 11 建設汚泥処理土の利用

Table with 3 columns: 項目, 特記事項, 備考. Includes items like 12 技能士, 13 特別な材料の工法, 14 建設工事使用機械等, 15 設計GL, 16 既存部分等への処置, 17 他工事との取合い, 18 建築材料設備機器等, 19 化学物質の濃度測定, 20 工事写真等, 21 完成図, 22 施工図, 23 保令に関する資料, 24 保険等, 25 安全施工実施対策, 26 官公庁への諸手続き等

Table with 3 columns: 項目, 特記事項, 備考. Includes items like 2 〇 1 既存部分の養生, 〇 2 監督員事務所, 〇 3 工事用水, 〇 4 工事用電力, 5 手すり先行足場, 3 1 埋戻し及び盛土, 2 建設発生土の処理

Table with 4 columns: 建築士事務所名, 建築士事務所 熊本県知事登録 1805 号 株式会社 本田設計コンサルタント, 工事名称, 熊本県立大学電気設備等改修工事, 設計者氏名, 建築士 登録第 349038 号 本田 直也 印, 図面名称, 電気設備工事特記仕様書 (その1), 図面番号 E-01

章	項目	特記事項																																														
4 特 記 事 項	1 機器等の配置	設計図において機器の配置は、数量及び関係位置のみを示し、正確な位置はさらに打合せを必要とする。																																														
	2 機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書によるほか、監督員の指示による。																																														
	3 関連法規等	電気設備技術基準、同基準解釈、その他の関係法規及び電力会社、電気通信事業者（NTT等）の内規を厳守して完全に施工すること。																																														
	4 容量などの表示	(1) 機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は原則として表示された数値以上とする (2) 消費電力は原則として表示された数値以下の電力とする																																														
	5 耐震施工	(1) 機器設備の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人 建築研究所監修 2014年版）」による  ① 設計用水平地震力 機器の重量 [kN] に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、下表による。 ※地域係数 Z=1.0 としている 局部震度法による建築設備機器の設計用標準水平震度 (Ks) ※該当する施設に○をつけること <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="3">○ 特定の施設（耐震クラスS）</th> <th colspan="3">・ 一般の施設（耐震クラスA）</th> </tr> <tr> <th>機器類</th> <th>電気配線（金属管等）</th> <th>ケーブルラック</th> <th>発電設備配管等</th> <th>機器類</th> <th>電気配線（金属管等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>12m以内ごとにS<sub>A</sub>種耐震支持</td> <td>6m以内ごとにS<sub>A</sub>種耐震支持</td> <td>S<sub>A</sub>種耐震支持</td> <td>1.5</td> <td>12m以内ごとにA種又はB種耐震支持</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>12m以内ごとにA種耐震支持</td> <td>8m以内ごとにA種耐震支持</td> <td>S<sub>A</sub>種耐震支持</td> <td>1.0</td> <td>12m以内ごとにA種又はB種耐震支持</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0</td> <td>12m以内ごとにA種耐震支持</td> <td>8m以内ごとにA種耐震支持</td> <td>A種耐震支持</td> <td>0.6</td> <td>12m以内ごとにA種又はB種耐震支持</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上層階の定義は次による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物階数</th> <th>上層階</th> <th>建物階数</th> <th>上層階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2～6階建</td> <td>最上階</td> <td>10～12階建</td> <td>上層3階</td> </tr> <tr> <td>7～9階建</td> <td>上層2階</td> <td>13階建</td> <td>上層4階</td> </tr> </tbody> </table> ② 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする ③ 軽量機器等の耐震施工 重量1kN以下の軽量機器の耐震支持については、本指針に準拠あるいは同等な設計用地震力に耐える方法で設計・施工されることを推奨する。ただし、耐震支持の詳細は、軽量であることを考慮し、支持される上面スラブ、壁、床などが地震によって生じる力に十分耐えるように検討されている必要がある  (2) 建物への配線引込部について地盤変位の想定沈下量は、 ( ・ 0.2m以下 ・ 0.6m以下 ・ 1.0m以下 ) とする	設置場所	○ 特定の施設（耐震クラスS）			・ 一般の施設（耐震クラスA）			機器類	電気配線（金属管等）	ケーブルラック	発電設備配管等	機器類	電気配線（金属管等）	上層階、屋上及び塔屋	2.0	12m以内ごとにS <sub>A</sub> 種耐震支持	6m以内ごとにS <sub>A</sub> 種耐震支持	S <sub>A</sub> 種耐震支持	1.5	12m以内ごとにA種又はB種耐震支持	中間階	1.5	12m以内ごとにA種耐震支持	8m以内ごとにA種耐震支持	S <sub>A</sub> 種耐震支持	1.0	12m以内ごとにA種又はB種耐震支持	1階及び地下階	1.0	12m以内ごとにA種耐震支持	8m以内ごとにA種耐震支持	A種耐震支持	0.6	12m以内ごとにA種又はB種耐震支持	建物階数	上層階	建物階数	上層階	2～6階建	最上階	10～12階建	上層3階	7～9階建	上層2階	13階建	上層4階
	設置場所	○ 特定の施設（耐震クラスS）			・ 一般の施設（耐震クラスA）																																											
		機器類	電気配線（金属管等）	ケーブルラック	発電設備配管等	機器類	電気配線（金属管等）																																									
	上層階、屋上及び塔屋	2.0	12m以内ごとにS <sub>A</sub> 種耐震支持	6m以内ごとにS <sub>A</sub> 種耐震支持	S <sub>A</sub> 種耐震支持	1.5	12m以内ごとにA種又はB種耐震支持																																									
	中間階	1.5	12m以内ごとにA種耐震支持	8m以内ごとにA種耐震支持	S <sub>A</sub> 種耐震支持	1.0	12m以内ごとにA種又はB種耐震支持																																									
	1階及び地下階	1.0	12m以内ごとにA種耐震支持	8m以内ごとにA種耐震支持	A種耐震支持	0.6	12m以内ごとにA種又はB種耐震支持																																									
	建物階数	上層階	建物階数	上層階																																												
	2～6階建	最上階	10～12階建	上層3階																																												
	7～9階建	上層2階	13階建	上層4階																																												
	6 配管工事	(1) 特に指示なき電線管はねじなし電線管を使用し、PF管は一直管とすること。 (2) 一区間の恒長が30mを越える場合及び施工に必要な場合は、特に指示しなくても中継ボックスを設けること (3) 予備配管には、1.6m/m以上のビニール被覆鉄線を入線すること																																														
	7 構内及び構外舗装	構内では、路盤材料は再生クラッシュランを用い、アスファルト舗装は再生密粒度アスファルト混合物を利用すること  構外では、 ・ 表層路盤（※再生アスファルト ・ 新70%再30% ・ 再100%） ・ 基層路盤（※再生アスファルト ・ 新70%再30% ・ 再100%） ・ 上層路盤（※再生粒調砕石 ・ 再生クラッシュラン） ・ 下層路盤（※再生粒調砕石 ※再生クラッシュラン）を利用すること																																														
	8 標識シート等	全ての地中埋設配管には GL-300 の位置に標識シート等を2倍長以上重ね合わせて敷設し、高圧ケーブル、低圧ケーブル及び弱電ケーブル等には、種別及び先行を表示すること																																														
9 屋外の支持金物等	(1) 屋外の支持金物、ボルト及びナット類は、溶融亜鉛めっき仕上げ（HDZ35以上）又はステンレス製とする ナットの固定には、ダブルナット又は抜け止め対策を行う																																															
10 配管塗装	(1) 指定箇所の露出配管、露出ボックス類の塗装は、素地ごしらえのうえ、監督員の指定する色にて、OP2回塗りとする (2) 指定場所の露出ブルボックスは指定色焼付塗装とする (3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること (4) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛めっき仕上げではJIS H 8641で規定するHDZ35以上とすること (5) 仮枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと																																															
11 配分電盤及び操作盤	(1) 配分電盤及び操作盤（以下、盤という）は、監督員の指定する色（既製品を除く）にて焼付塗装すること (2) 電灯分電盤については中枠及び開戸式内扉を設けるものとし、盤内配線の主幹と分岐閉閉器間は銅帯とすること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない (3) 盤には、二重天井の場合、監督員の指示する大きさの予備配管を2本以上天井内で立上げ、エンドカバー又はフッキングを設けること (4) 銘板には製造者及び請負者の連絡先を入れること (5) 積算電力量計について、特記なき場合は検定付とすること (6) ドア裏面の充電部が露出する部分は原則感電防止の処置を施すこと (7) 屋内設置の外面膜厚は、（ ・ 30μm以上 ・ 40μm以上 ・ 90μm以上 ）とする 屋外設置の外面膜厚は、（ ・ 60μm以上 ・ 90μm以上 ・ 120μm以上 ）とする																																															
12 端子盤及び保安器箱	塗装及び予備配管は、「特記事項11の配分電盤及び操作盤」と同様とする																																															
13 ボックス等	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、金属製とする																																															
14 配線器具等	(1) フラッシュプレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする (2) 公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付きとする (3) 特記無きスイッチはワイドハンドルスイッチとする																																															
15 幹線ケーブル	主要な幹線ケーブルは、ブルボックス、ハンドホール等内で、円直し等により余長を確保すること なお、この際はケーブルを緊縛してはならない																																															
16 表示等	(1) プレートの表示 器具をインストールするものについては、下記の要領で用途を明示すること （電灯、動力、電話、放送、TV、火報、ヘルム、インターホン、表示、時計、防犯、監視、LAN、呼出等） (2) 幹線の表示 強電、弱電の幹線引出口、引込口、ブルボックス内及びハンドホール内の必要な箇所には、先行、回路種別及びケーブルサイズ等を明示した表示札、プレート等を設けること (3) ブルボックス及びハンドホールの表示 ブルボックスの表面に用途表示を行うこと ハンドホールの蓋には熊本県章を表示し、用途別に「高圧」「電気」「弱電」「電話」等と表示すること。																																															

17 接地工事	(1) 接地埋設標は黄銅板製の刻印式とし、A種接地工事（柱上高圧機器を除く）、受電設備等のB種接地工事、その他図面に特記する接地工事に設けること  (2) 接地極の材料は、下表による。（枚数及び本数は最低の値とする。） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">接地極の種類</th> <th rowspan="2">記号</th> <th colspan="2">接地極の材料</th> </tr> <tr> <th>銅板</th> <th>接地棒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同</td> <td>E<sub>A,B,D</sub></td> <td>1枚</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>A種接地工事</td> <td>E<sub>A</sub></td> <td></td> <td>6本</td> </tr> <tr> <td>柱上高圧機器</td> <td>E<sub>Bp</sub></td> <td></td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>B種接地工事</td> <td>E<sub>B</sub></td> <td></td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>C種接地工事</td> <td>E<sub>C</sub></td> <td></td> <td>6本</td> </tr> <tr> <td>D種接地工事</td> <td>E<sub>D</sub></td> <td></td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>構内交換機 銅極</td> <td>E<sub>t</sub></td> <td>1枚</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td># 本配線盤の保安装置</td> <td>E<sub>sp</sub></td> <td>1枚</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>保安用（10Ω以下）</td> <td>E<sub>At</sub></td> <td></td> <td>6本</td> </tr> <tr> <td>保安用（100Ω以下）</td> <td>E<sub>L</sub></td> <td></td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>拡声用増幅器（100Ω以下）</td> <td>E<sub>Dt</sub></td> <td></td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>避雷設備</td> <td>E<sub>L</sub></td> <td>1枚</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>低圧避雷器（10Ω以下）</td> <td>E<sub>Lt</sub></td> <td></td> <td>6本</td> </tr> <tr> <td>測定補助用</td> <td>E<sub>O</sub></td> <td></td> <td>1本</td> </tr> </tbody> </table> <p>接地極銅板：1.5t×900° 接地棒：14φ×1,500L（一般用） ：10φ×1,000L（外付） ：10φ×1,000L（測定補助用） 2ヶ所</p>	接地極の種類	記号	接地極の材料		銅板	接地棒	共同	E <sub>A,B,D</sub>	1枚	2本	A種接地工事	E <sub>A</sub>		6本	柱上高圧機器	E <sub>Bp</sub>		2本	B種接地工事	E <sub>B</sub>		2本	C種接地工事	E <sub>C</sub>		6本	D種接地工事	E <sub>D</sub>		1本	構内交換機 銅極	E <sub>t</sub>	1枚	2本	# 本配線盤の保安装置	E <sub>sp</sub>	1枚	2本	保安用（10Ω以下）	E <sub>At</sub>		6本	保安用（100Ω以下）	E <sub>L</sub>		1本	拡声用増幅器（100Ω以下）	E <sub>Dt</sub>		1本	避雷設備	E <sub>L</sub>	1枚	2本	低圧避雷器（10Ω以下）	E <sub>Lt</sub>		6本	測定補助用	E <sub>O</sub>		1本
接地極の種類	記号			接地極の材料																																																											
		銅板	接地棒																																																												
共同	E <sub>A,B,D</sub>	1枚	2本																																																												
A種接地工事	E <sub>A</sub>		6本																																																												
柱上高圧機器	E <sub>Bp</sub>		2本																																																												
B種接地工事	E <sub>B</sub>		2本																																																												
C種接地工事	E <sub>C</sub>		6本																																																												
D種接地工事	E <sub>D</sub>		1本																																																												
構内交換機 銅極	E <sub>t</sub>	1枚	2本																																																												
# 本配線盤の保安装置	E <sub>sp</sub>	1枚	2本																																																												
保安用（10Ω以下）	E <sub>At</sub>		6本																																																												
保安用（100Ω以下）	E <sub>L</sub>		1本																																																												
拡声用増幅器（100Ω以下）	E <sub>Dt</sub>		1本																																																												
避雷設備	E <sub>L</sub>	1枚	2本																																																												
低圧避雷器（10Ω以下）	E <sub>Lt</sub>		6本																																																												
測定補助用	E <sub>O</sub>		1本																																																												
18 照明器具の接地	LED照明器具の金属製部分には、D種接地工事を施すこと ただし、二重絶縁構造のもの、使用電圧が直流300V以下又は対地電圧が交流150V以下のLED照明器具を乾燥した場所に施設する場合は、接地工事を省略することができる 接地線は原則として緑色のIE 1.6mm 以上とし金属配管の場合は配管を利用してもよい																																																														
19 避雷器	・ 低圧用SPDの性能は（ ・ クラスⅠ（性能は図示による） ・ クラスⅡ ）とする ・ 通信用SPDの性能は（ ・ C2 ・ D1（性能は図示による） ・ 図示による ）とする																																																														
20 LED制御装置	図面に特記なき場合は、一般形(LN)、初期相度補正形(LJ)、連続調光形(LX)とすること																																																														
21 外灯設備	(1) 図面に特記なき場合は、鋼管ポールは、溶融亜鉛メッキを施し、素地ごしらえの後、指定色2回塗りとすること (2) ポール内等に配線用遮断器（引外し装置無）又はカットアウトスイッチ（素通しヒューズ）を設けること																																																														
22 照度測定	測定箇所 ・ 学校環境衛生基準による。 ・ 監督員の指示による。																																																														
23 キュービクル型受変電設備	(1) 変圧器の2次側には最大需要電流計（電子式）を設けること (2) 変圧器の2次側と配線用遮断器の1次側間は銅帯とすること (3) 幹線と配線用遮断器を接続するための端子台を設けること (4) 充電部の保護用として、取っ手を付けたアクリルパネルを隙間なく設けること (5) 変圧器は原則として、熊本県グリーン購入推進方針適合品とする (6) 高圧充電部の近くには高圧危険表示をすること (7) 変圧器の仕様は（ ・ 標準仕様 ・ 標準仕様 ）とする (8) 変圧器は防振ゴム付きとする (9) 屋内設置の外面膜厚は、（ ・ 30μm以上 ・ 40μm以上 ・ 90μm以上 ）とする 屋外設置の外面膜厚は、（ ・ 60μm以上 ・ 90μm以上 ・ 120μm以上 ）とする																																																														
24 通信・情報設備	ケーブルは監督員の指定する色を用い、露出部分（端未接続部分を除く）を保護すること UTPケーブルを除き、配線完了後、絶縁抵抗試験を行うこと UTPケーブルは、配線完了後、フロア配線盤から通信アウトレットの区間で、伝送品質測定を行うこと 光ファイバケーブルは、配線完了後、伝送損失測定を行い、システムを構成する機器の許容伝送損失値以下であること																																																														
25 インターホン設備	卓上型機器への接続は、原則としてコネクタによる。 また、ケーブルはインターホン用絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブルを用いること																																																														
26 音響設備	音響装置は動作試験の他に次の測定を行うこと ・ インピーダンス ・ 残響時間 ・ 伝送周波数特性 ・ 音圧分布																																																														
27 テレビ共同受信設備	(1) アンテナは、素子数 20以上とする。 (2) 受信調査は、地上放送局分とし、監督員に報告すること																																																														
28 電気時計設備	時計の配線接続には2極コネクタを用いること																																																														
29 消火ポンプ起動	特記なき場合は、発信機連動方式とする。 その場合、発信機表面に「消火栓連動」等の文字を併記すること																																																														
30 壁貫通	構造上主要な壁を貫通する場合は、次の鉄筋探査を行う。 ・ レントゲン撮影 ○ 金属探知機																																																														
31 あと施工アンカー	・ あと施工アンカーは施工前に計画書を作成すること ・ 施工者資格 （ ・ 第1種あと施工アンカー施工士 ○ 第2種あと施工アンカー施工士 ） ※試験 ※自主検査（全数） ・ 加力検査 （ ・ 非破壊試験 〃 〃 〃 〃 〃 〃 ）																																																														
32 改修工事	改修工事にあたっては、工事範囲における次の確認・測定等を着工前に先行し、監督員に報告すること 既設機器の動作確認 照度測定 範囲（※居室 ※教室 ・ 指定する場所（ ）） ○ 絶縁測定（ ・ 幹線 ・ 分岐回路 ・ 弱電ケーブル ） ○ 接地抵抗測定 ・ 導通試験																																																														
33 発生材の処理等	・ 水銀含有物（蛍光管、水銀ランプ）の処理は次のとおり行うこと。 (1) 破砕施設にて破砕し、破砕したガラス、ガラスに塗布された蛍光塗料、蛍光管等に封入された水銀 その他資源化可能なものを分離し、回収することができる設備を有する廃棄物処理業者と契約すること。 (2) 工事請負者は廃棄物処理事業者との処理委託契約書の写しを県に提出すること。 (3) 廃棄物処理業者は回収した資源化可能なものは、可能な限りリサイクルするものとする。 (4) 蛍光管等を破砕する際には、封入されたガス状水銀及び金属水銀が環境中に飛散しないよう、破砕施設に吸引装置を設けガス状水銀等を吸引すること。また、吸引したガス状水銀等は活性炭等にて吸着させ環境中に放出しないようにすること。なお、この方法によらない場合は、この方法と同等または同等以上の方法で処理を行うこと。 (5) 再資源化に関しては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）」及び関係法令を遵守すること。 (6) 廃蛍光管等の保管・収集運搬用容器については、保管及び運搬中に蛍光管が割れガス状水銀等が環境中に飛散しないよう適切なものを使用すること。  ・ イオン化式感知器は、梱包箱の外部の見えやすい位置に「放射性・I型輸送物相当」と明記し、製造元に連絡の上送付する。																																																														

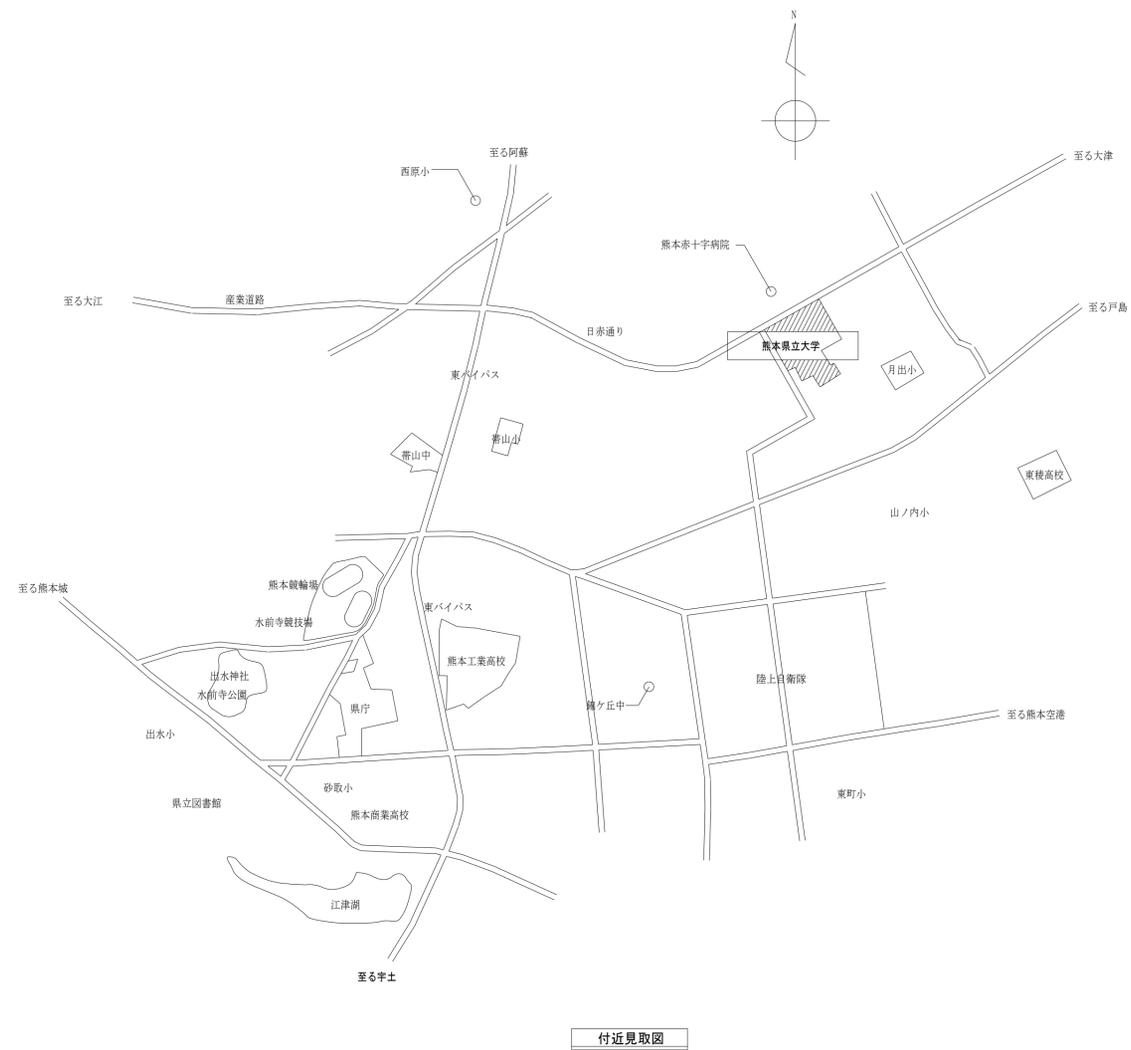
機器の取付高さ		機器取付高さは下表を原則とする（ただし、総括監督員、主任監督員の指示により変更することができる）			
名称	測点	取付高 (mm)			
取引用計器	地上 ～ 中心	約 1,800	～	約 2,000	
引込開閉器	床上 ～ 中心	約 1,800	～	約 2,200	
分電盤	床上 ～ 中心	約 1,500	～	約 2,100	
ブラケット	洗面器	鏡上	約	100	
	階段踊場	床上 ～ 中心	約	2,000	～ 約 2,500
	屋外	床上 ～ 中心	約	1,500	
スイッチ	一般	床上 ～ 中心			～ 約 1,100
	住宅	床上 ～ 中心	約	1,100	
コンセント	一般	床上 ～ 中心	約	400	～
	台上	台上 ～ 中心	約	200	
	土間	床上 ～ 中心	約	800	
	畳	床上 ～ 中心	約	400	
	手元開閉器	床上 ～ 中心	約	1,500	
壁掛型制御盤	床上 ～ 中心	約	1,500		
消火栓表示灯	床上 ～ 中心	約	2,000	～	2,500
端子盤	床上 ～ 下端	約	700	～	
保安器ボックス	床上 ～ 下端	約	2,000		
電話位置ボックス壁、テレビ端子	コンセントに準じる				
受信機、副受信機（壁掛型）	床上 ～ 操作部	約	800	～	1,400
分布型感知器	床上 ～ 中心	約	1,700		
発信機	床上 ～ 操作部	約	800	～	1,400
表示灯	床上 ～ 中心	約	1,900		
ベル	床上 ～ 中心	約	2,300		
感知器試験機	床上 ～ 中心	約	1,500		
呼出ブザー	床上 ～ 中心	約	1,500		
トイレ呼出ボタン	床上 ～ 中心	約	400	、	800
抑ボタン	屋外	床上 ～ 中心	約	1,500	
	屋内	床上 ～ 中心	約	1,300	
インターホン（壁掛）	床上 ～ 中心	約	1,100		
時計計	床上 ～ 中心	約	2,300		
警報盤	床上 ～ 中心	約	1,300		
壁掛音量調節器	床上 ～ 中心	約	1,100		
スピーカー	床上 ～ 中心	約	2,300		
表示器	床上 ～ 中心	約	2,300		

工事区分		別表-1の記入上の注意 該当箇所は ●（黒塗）とし該当しない工事内容及び区分欄は斜線消去すること				
別表-1 他工事との工事区分表		工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	別途工事
機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎	屋内	○		
			屋外	○		
			屋上	○		
		自家発電機の基礎（アンカーボルトを除く）		○		
		テレビアンテナ基礎（ " ）		○		
	機械関係	避雷針の基礎（ " ）		○		
		屋内設備（架台、アンカーボルトを除く）				○
		屋上設備（ " ）		○		
		屋外設備（ " ）				○
		架台、アンカーボルト				○
開口部	特記した基礎		○			
	梁、床、壁、貫通スリーブ	補強を要するもの		○	○	
		補強を要しないもの		○	○	
	梁、床、壁、貫通部型枠	補強を要するもの		○	○	
		補強を要しないもの		○	○	
	軽量鉄骨下地、壁、天井ボード類の切込	補強を要するもの		○	○	
		補強を要しないもの（アフレッドボックスは除く）		○	○	
	埋込形分電盤、端子盤等の型枠	補強を要するもの		○	○	
		補強を要しないもの		○	○	
	上記開口部の補強		○			
点検口	上部開口部の露出し			○	○	
	スリーブの穴埋め（型枠の穴埋めを含む）			○	○	
	フリーアクセスフロア用配線器具			○		
	床、壁、天井		○			
	外部取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む		○		
	湯沸室のフード		○			
	換気扇の取付枠		○			
	流し台	排水トラップ共		○		
	防油堤	オイルサービスタンの防油堤		○		
		タンク基礎			○	
屋外排水管	床下水槽のマンホールふた		○			
	雨水		○			
	汚水、雑排水			○		
	雨水立管（たてどい）		○			
	トイレ手すり			○		
	化粧がすみ			○		
	はめ込形洗面器用カウンター（前板共）		○			
	ガスボンベ転倒防止用の鎖			○		
	電気・配管・配線	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ		○		
		防火扉レリーズ			○	
電極棒				○		
配線ビッド及びふた			○			
機器などへの接続（1次側）				○		
機器付属の制御盤以降の2次側の配線配管（接地共）				○		
機器付属の制御盤への電源供給配管配線				○		
自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線				○		
自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線				○		
天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器		付属操作スイッチとの渡り配管（接地共）			○	
	付属操作スイッチとの渡り配線			○		
システム天井	個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線（接地共）			○		
	煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線			○		
	小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線			○		
	照明ライン設備プレート			○		
	空調ライン設備プレート			○		

R2.4.1版

電気設備工事特記仕様書	公立大学法人熊本県立大学	建築士事務所 熊本県 知事登録 1805 号	工事名称	熊本県立大学電気設備等改修工事
		株式会社 本田設計コンサルタント	図面名称	電気設備工事特記仕様書（その2）
		設計者氏名	図面番号	E-02
		建築士 登録第 349038 号		
		印 本田 直也		

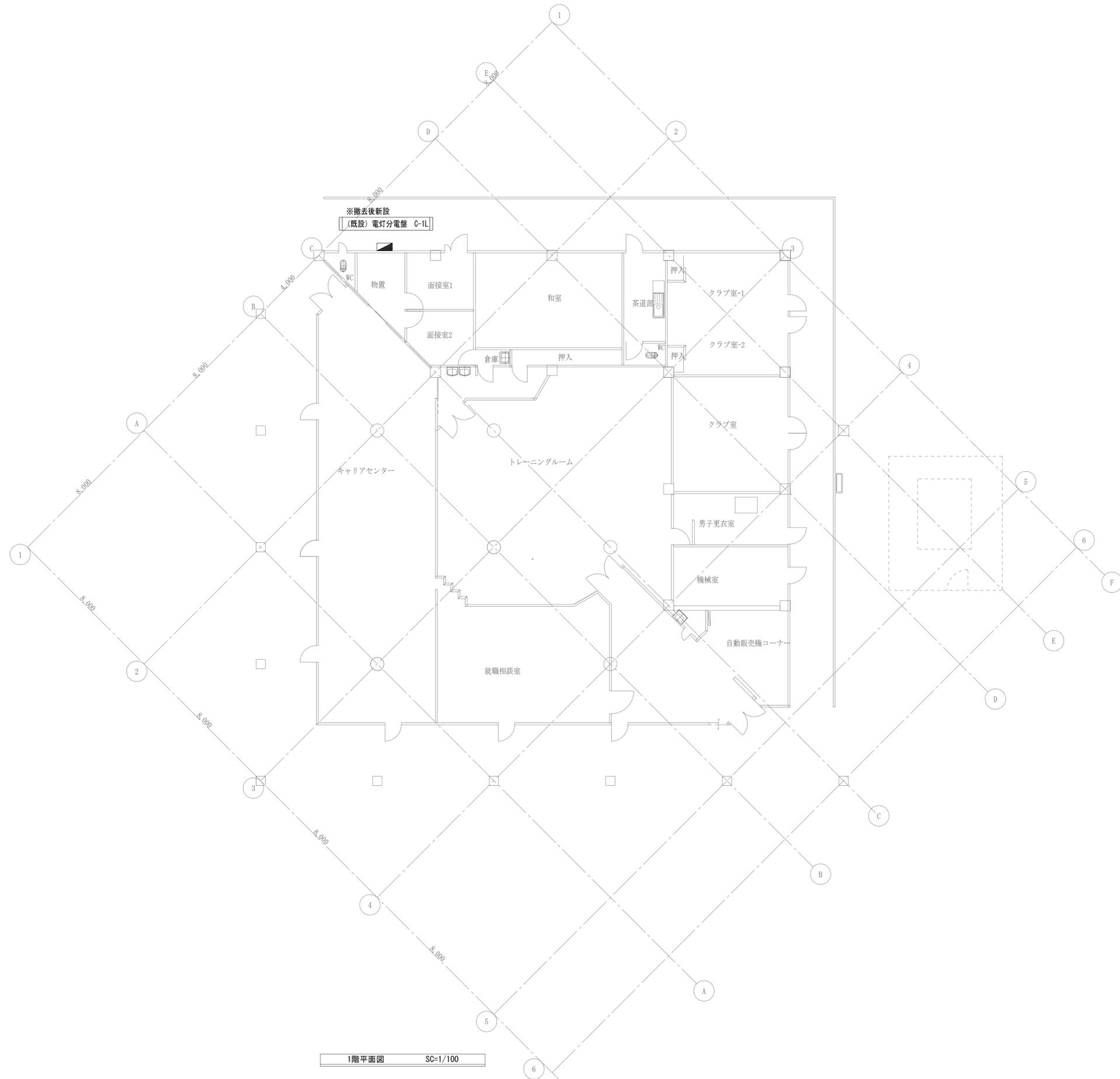


付近見取図

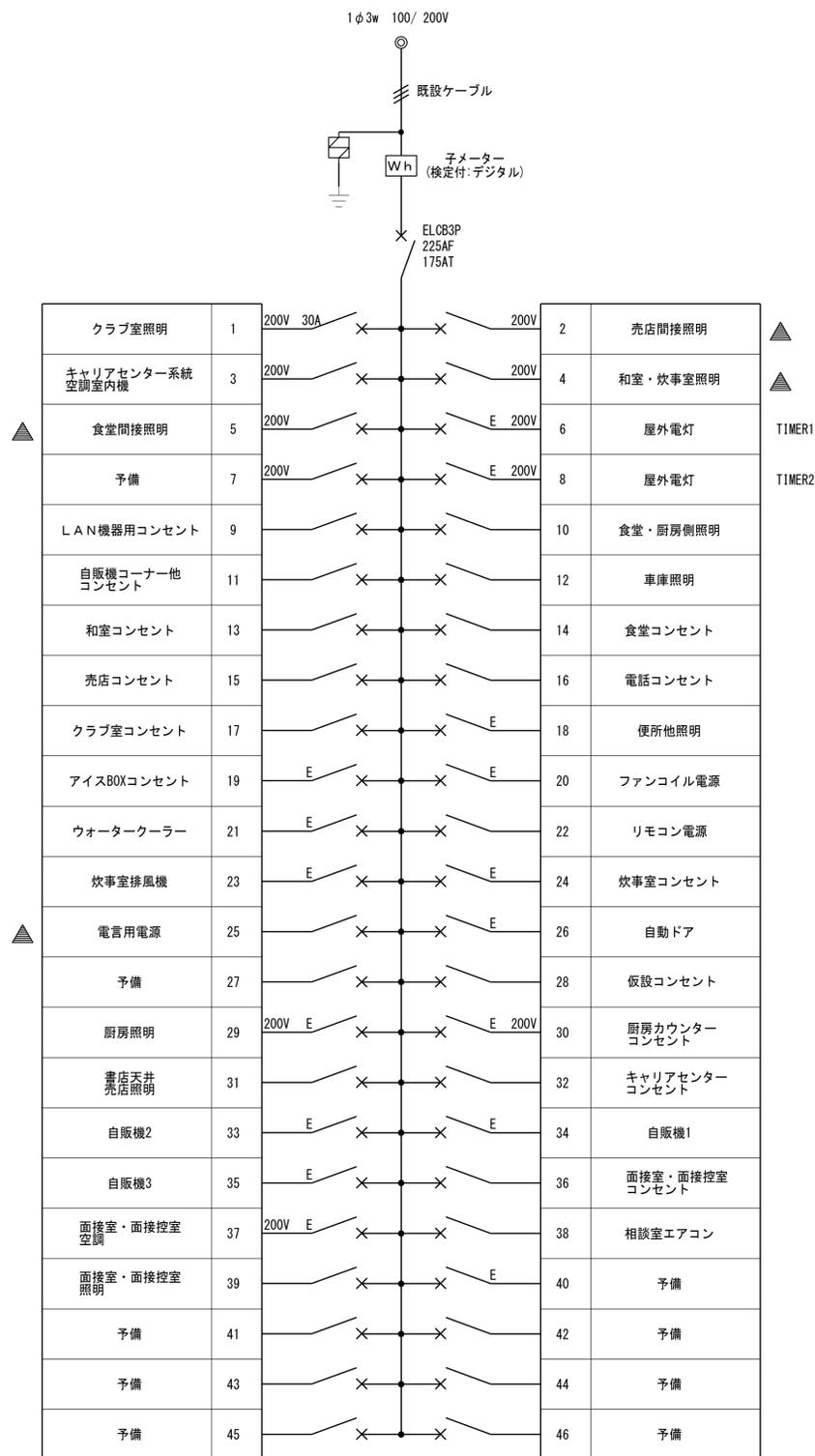


配置図 SC=1/800

工事名称	熊本県立大学電気設備等改修工事	株式会社 本田設計コンサルタント	熊本市東区戸島1丁目13番58号 TEL 096-380-3633 FAX 096-380-3613	熊本県知事登録 第1805号 一級建築士 本田直也 第349038号	縮尺 A1=1/800 A3=1/1600	日付 2022.7	図面名称 付近見取図・配置図	番号 E-03	印
------	-----------------	------------------	---	---------------------------------------	-----------------------------	--------------	-------------------	------------	---



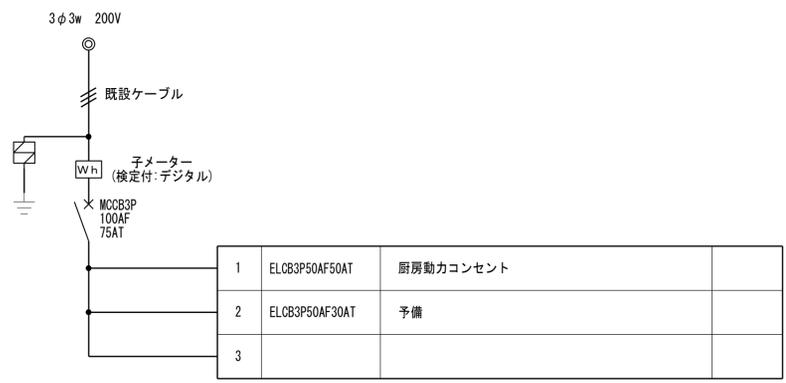
工事名称 熊本県立大学電気設備等改修工事	株式会社 本田設計コンサルタント 熊本市東区戸島1丁目13番58号 TEL096-380-3633 FAX 096-380-3613	熊本県知事登録 第1805号 一級建築士 本田 直也 第349038号	縮尺 A1=1/100 A3=1/200	日付 2022.7	図面名称 キャリアセンター 1階平面図	番号 E-04	印
-------------------------	--	--	----------------------------	--------------	------------------------	------------	---



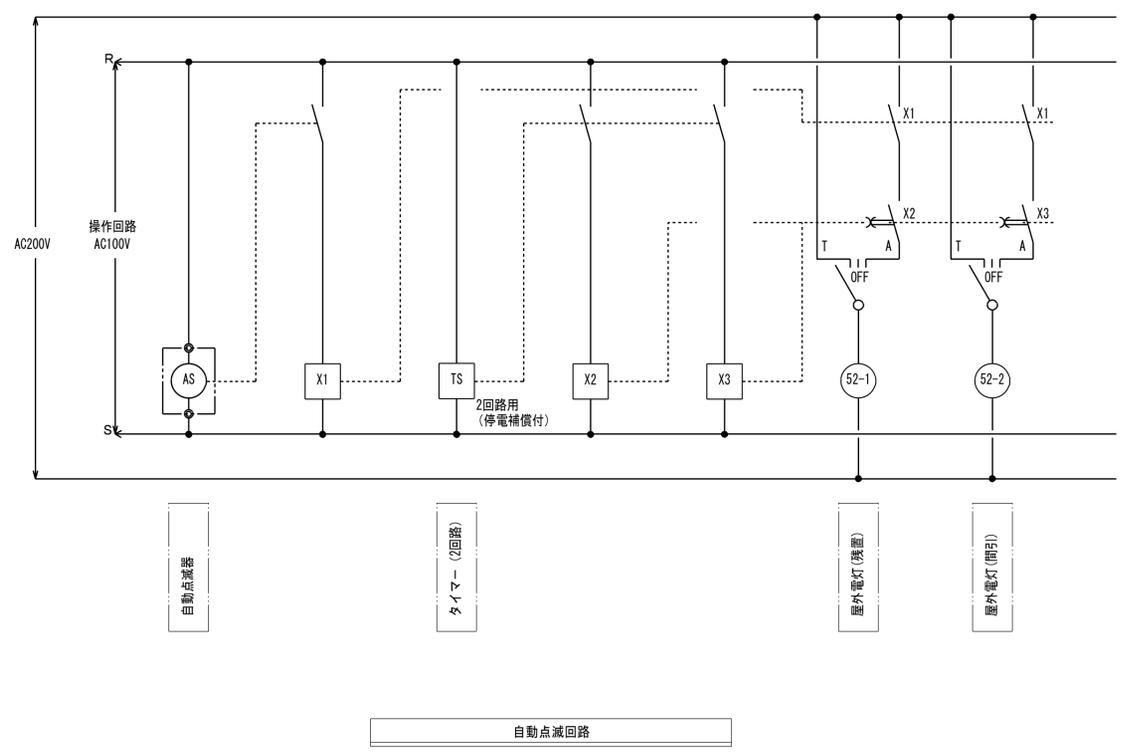
クラブ室照明	1	200V 30A	X	200V	2	売店間接照明
キャリアセンター系 空調室内機	3	200V	X	200V	4	和室・炊事室照明
食堂間接照明	5	200V	X	E 200V	6	屋外電灯
予備	7	200V	X	E 200V	8	屋外電灯
L A N機器用コンセント	9		X		10	食堂・厨房側照明
自販機コーナー他 コンセント	11		X		12	車庫照明
和室コンセント	13		X		14	食堂コンセント
売店コンセント	15		X		16	電話コンセント
クラブ室コンセント	17		X	E	18	便所他照明
アイスBOXコンセント	19	E	X	E	20	ファンコイル電源
ウォータークーラー	21	E	X		22	リモコン電源
炊事室排風機	23	E	X	E	24	炊事室コンセント
電言用電源	25		X	E	26	自動ドア
予備	27		X		28	仮設コンセント
厨房照明	29	200V E	X	E 200V	30	厨房カウンター コンセント
書店天井 売店照明	31		X		32	キャリアセンター コンセント
自販機2	33	E	X	E	34	自販機1
自販機3	35	E	X		36	面接室・面接控室 コンセント
面接室・面接控室 空調	37	200V E	X		38	相談室エアコン
面接室・面接控室 照明	39		X	E	40	予備
予備	41		X		42	予備
予備	43		X		44	予備
予備	45		X		46	予備

- × リモコントランス×1  
リモコンリレー(両切)×4
- × MCCB2P50AF20AT×24 (100V) 1P協約型 モジュール
- × ELCB2P50AF20AT×11 (100V) 1P協約型 モジュール
- × MCCB2P50AF20AT×5 (200V) 1P協約型 モジュール
- × ELCB2P50AF20AT×5 (200V) 1P協約型 モジュール
- × MCCB2P50AF30AT×1 (200V) 1P協約型 モジュール

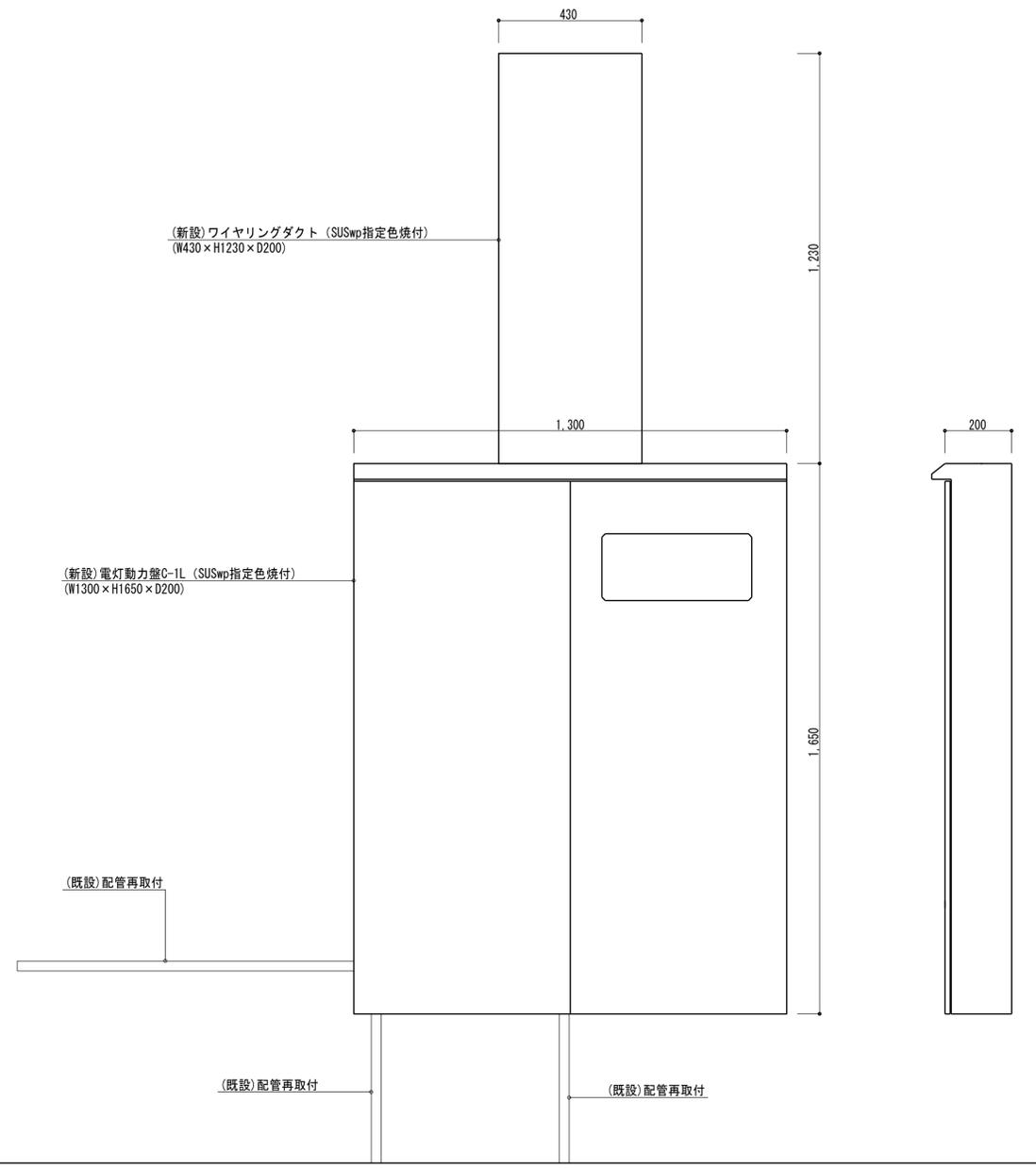
電灯動力分電盤 C-1L



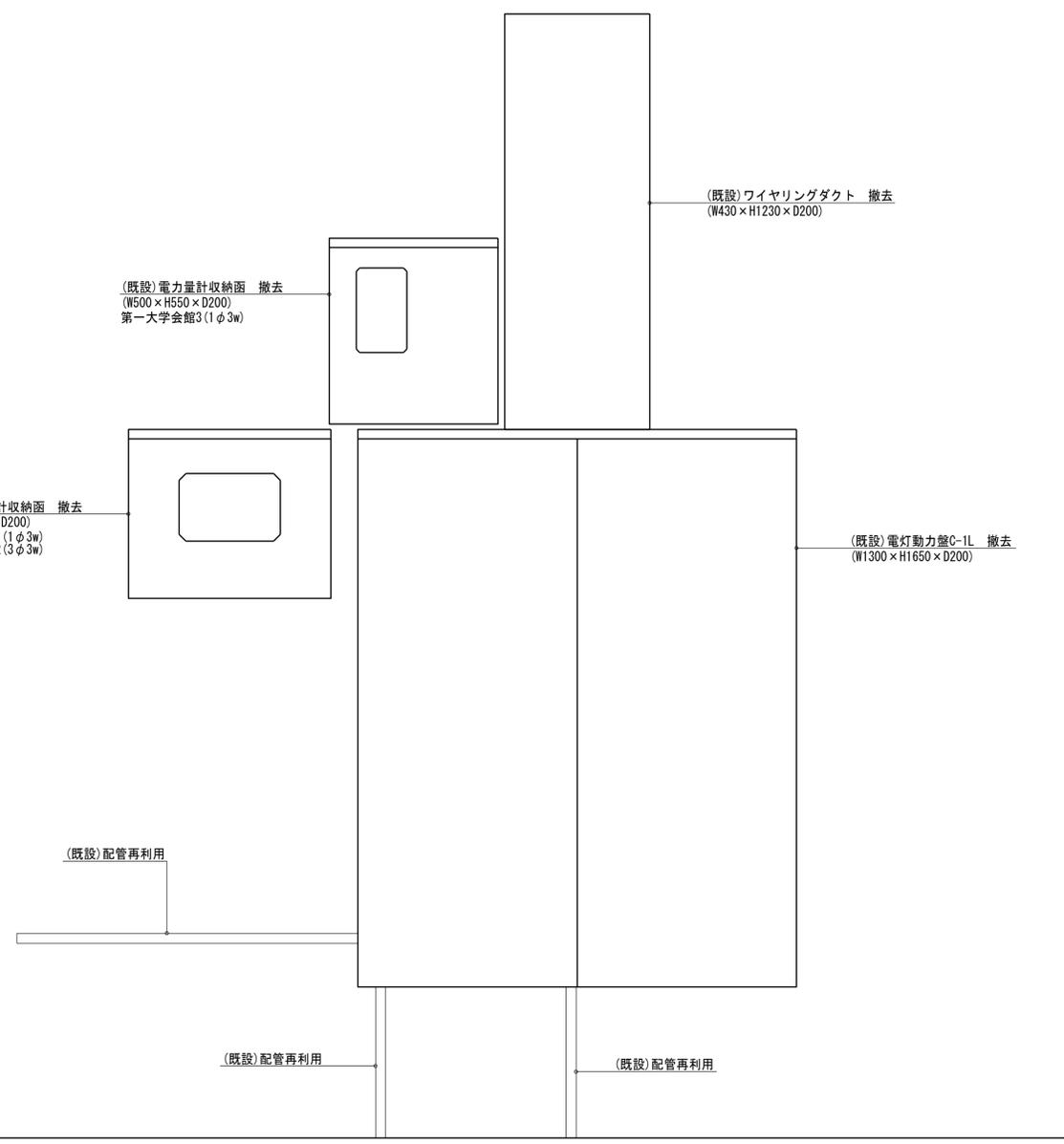
1	ELCB3P50AF50AT	厨房動力コンセント
2	ELCB3P50AF30AT	予備
3		



- 特記事項
- 分電盤更新に関して、発注前に盤内結線を十分に確認すること。
  - 電力量計1次側及び開閉器2次側配線は、既設配線を流用とする。
  - 電力量計収納盤の撤去後の穴埋め補修を行うこと。
  - 開閉器2次側の行先を確認し、表示名称を訂正すること。



(改修後)電灯動力分電盤 C-1L

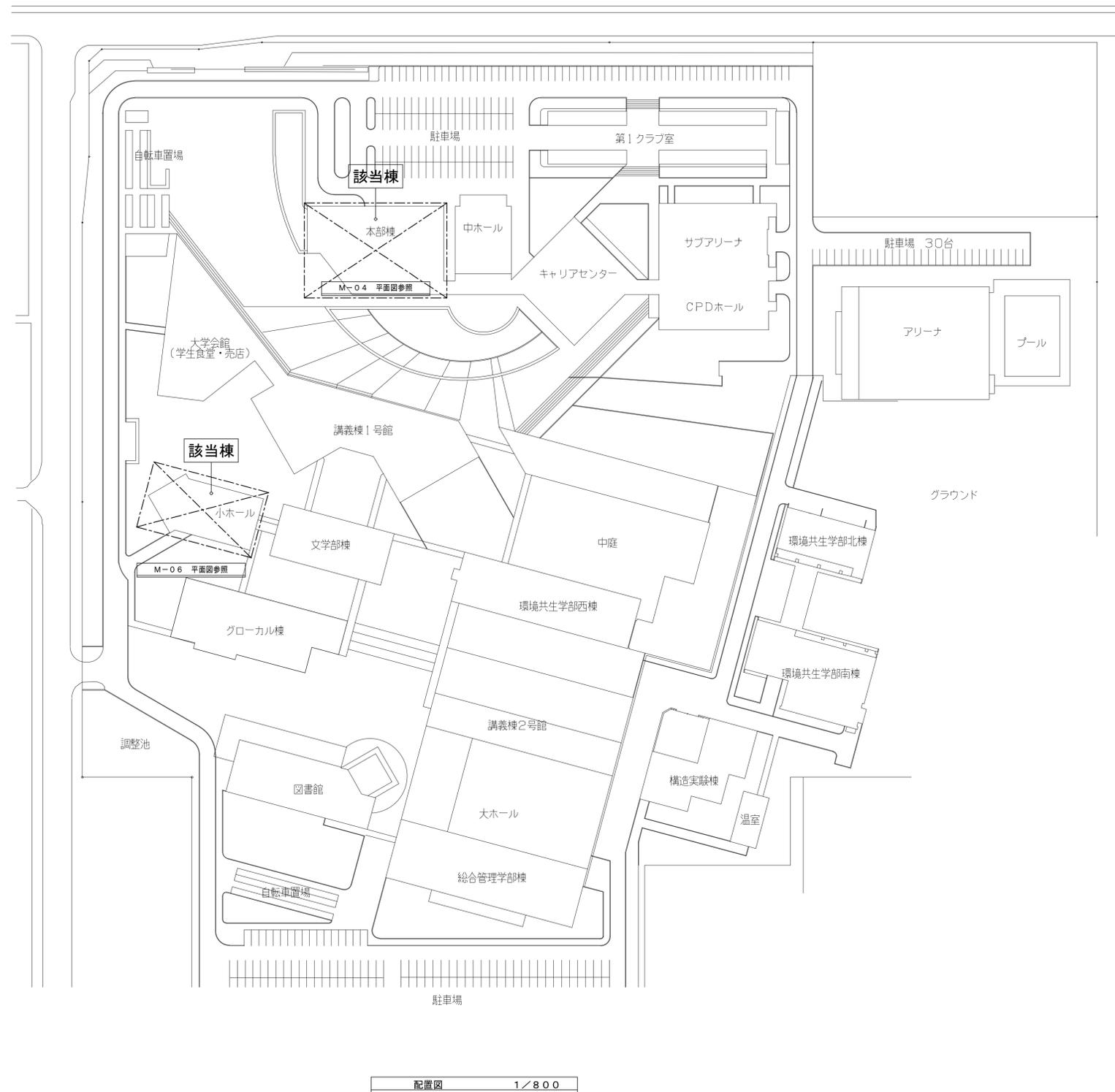
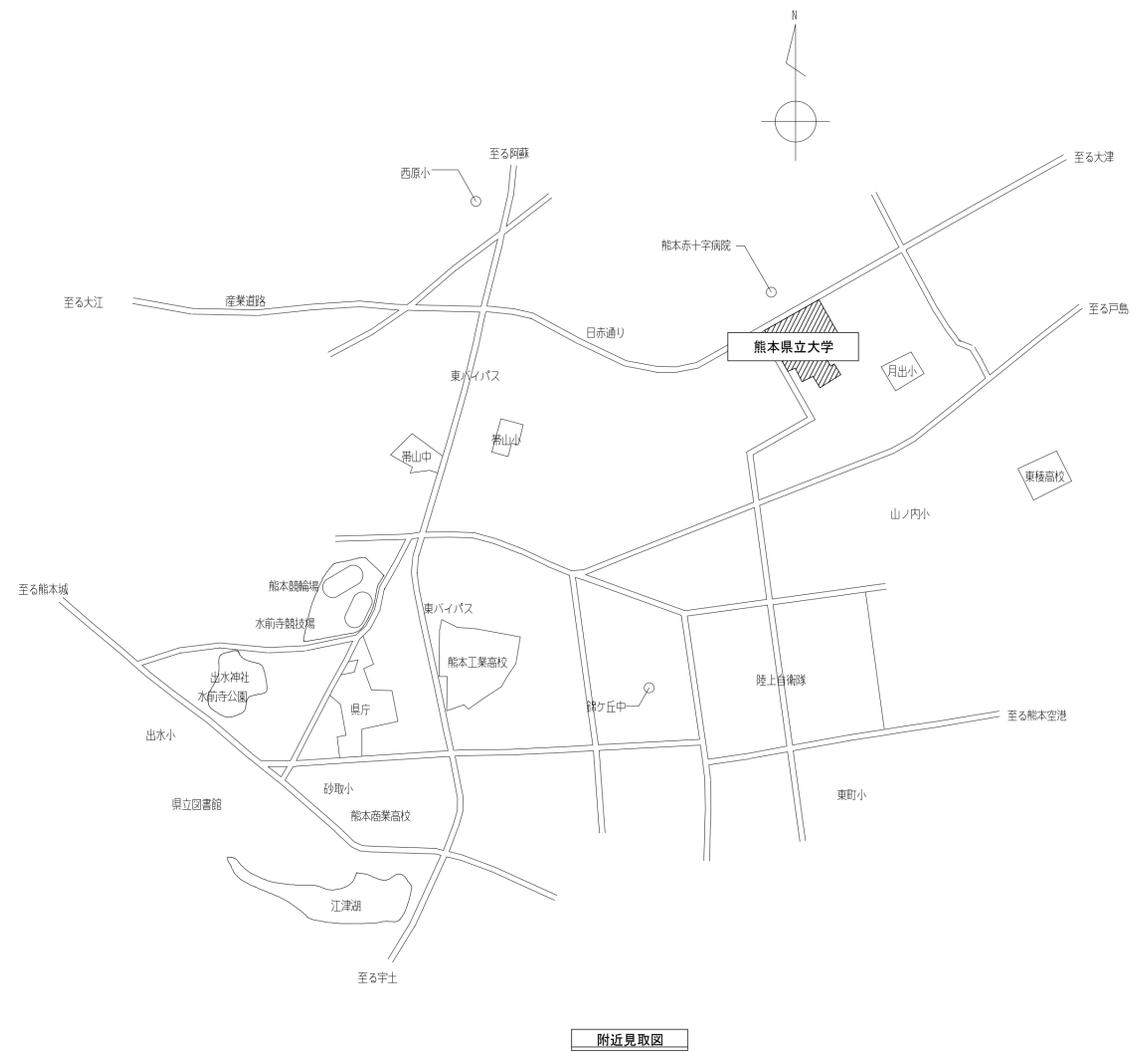


(既設)電灯動力分電盤C-1L周り  
(撤去図)

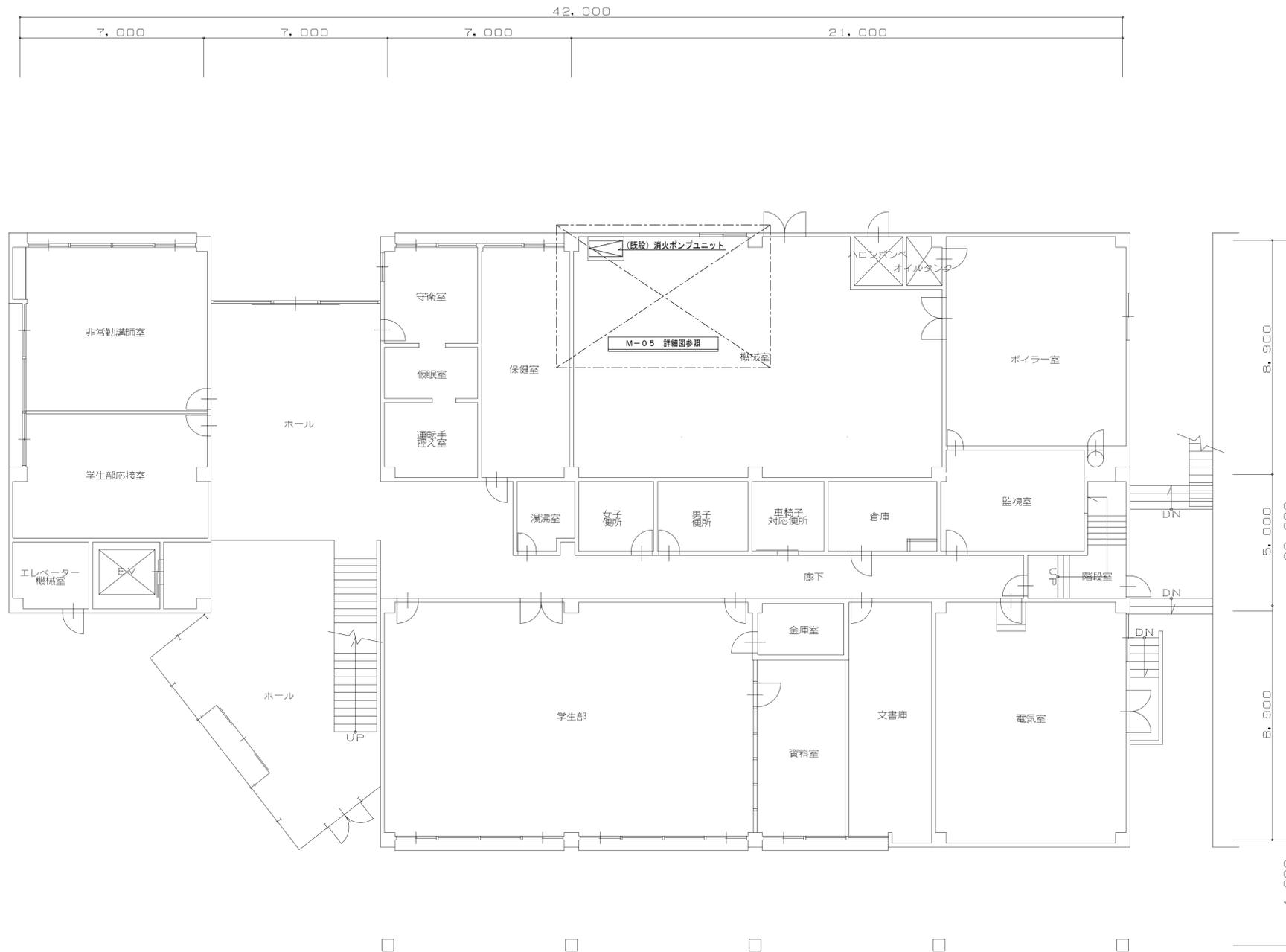






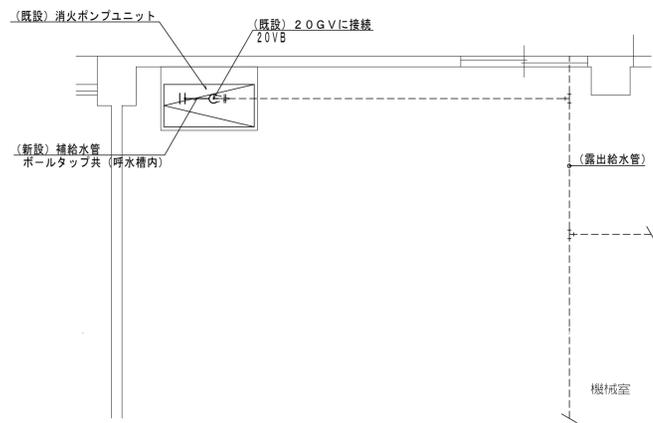


工事名称	熊本県立大学電気設備等改修工事	株式会社 本田設計コンサルタント	熊本市東区戸島1丁目13番58号 (代) TEL 380-3633 FAX 380-3613	熊本県知事登録 第1805号 一級建築士 本田 直也 第349038号	縮尺 A1=1/800 A3=1/1600	日付 2022.6	図面名称 附近見取図・配置図	番号 M-03 印
------	-----------------	------------------	---	--	--------------------------	-----------	----------------	-----------

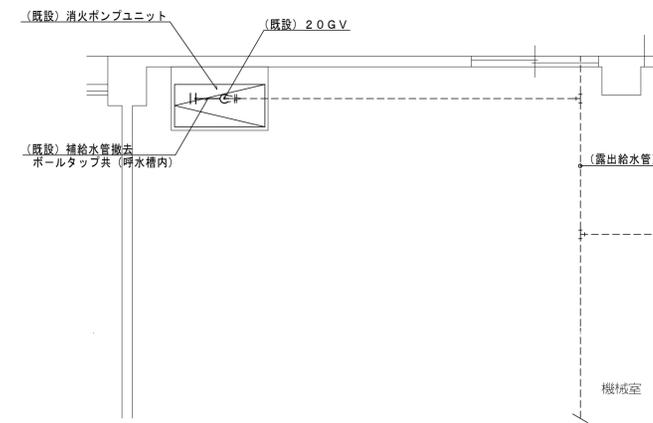


本部棟 1階平面図 1/100

工事名称	熊本県立大学電気設備等改修工事	株式会社	本田設計コンサルタント	熊本市東区戸島1丁目13番58号 (代) TEL 380-3633 FAX 380-3613	熊本県知事登録 一級建築士 本田 直也	第1805号 第349038号	縮尺 A1=1/100 A3=1/200	日付 2022.6	図面名称	本部棟 給水設備 1階平面図	番号	M-04	印
------	-----------------	------	-------------	---	------------------------	--------------------	----------------------------	--------------	------	----------------	----	------	---

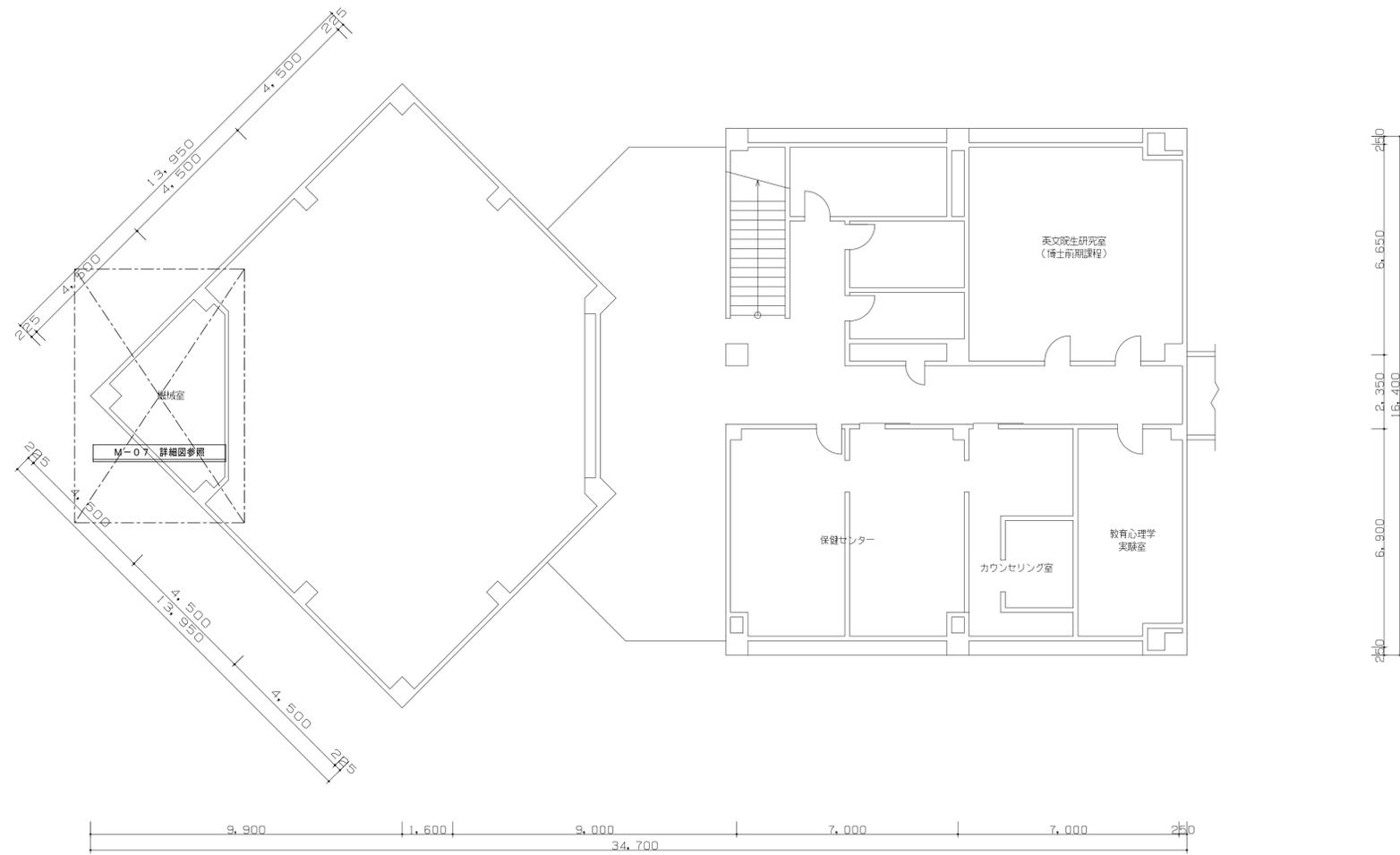


(改修後) 1階平面詳細図 1/50 (本館棟) ※点線部分は既設配管を示し、実線部分は新設配管を示す。(支持金具共)



(改修前) 1階平面詳細図 1/50 (本館棟) ※点線部分は既設配管を示し、実線部分は既設配管撤去を示す。(支持金具共) 又、配管撤去後配管貫通口は穴埋め補修の事。(撤去図)

工事名称	熊本県立大学電気設備等改修工事	株式会社 本田設計コンサルタント	熊本市東区戸島1丁目13番58号 (代) TEL 380-3633 FAX 380-3613	熊本県知事登録 第1805号 一級建築士 本田 直也 第349038号	縮尺 A1=1/50 A3=1/100	日付 2022.6	図面名称 (改修後・改修前)本館棟 本部棟 給水設備 1階平面詳細図	番号 M-05	印
------	-----------------	------------------	---	--	---------------------------	--------------	--	------------	---

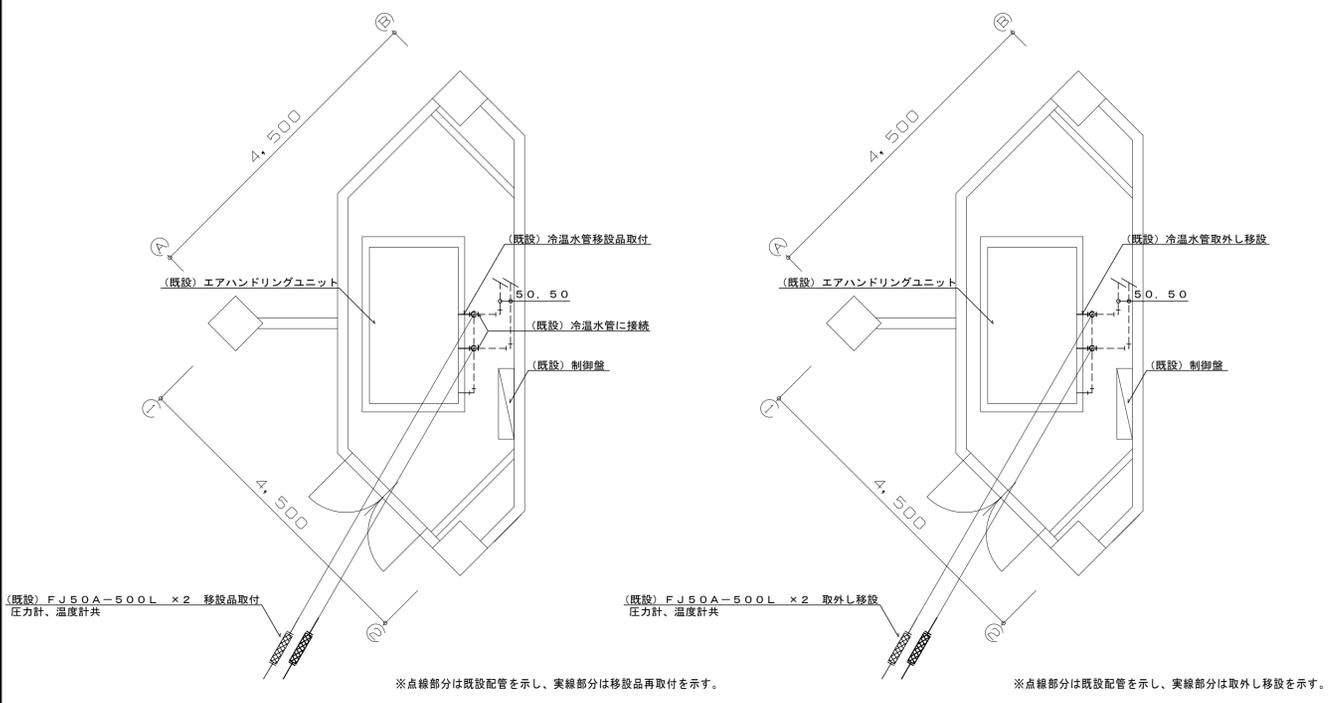


小ホール 1階平面図 1/100

工事名称	熊本県立大学電気設備等改修工事	株式会社	本田設計コンサルタント	熊本市東区戸島1丁目13番58号 (代) TEL 380-3633 FAX 380-3613	熊本県知事登録 第1805号 一級建築士 本田 直也 第349038号	縮尺	A1=1/100 A3=1/200	日付	2022.6	図面名称	(改修後)小ホール 空調換気設備 1階平面図	番号	M-06	印	
------	-----------------	------	-------------	---	--	----	----------------------	----	--------	------	------------------------	----	------	---	--

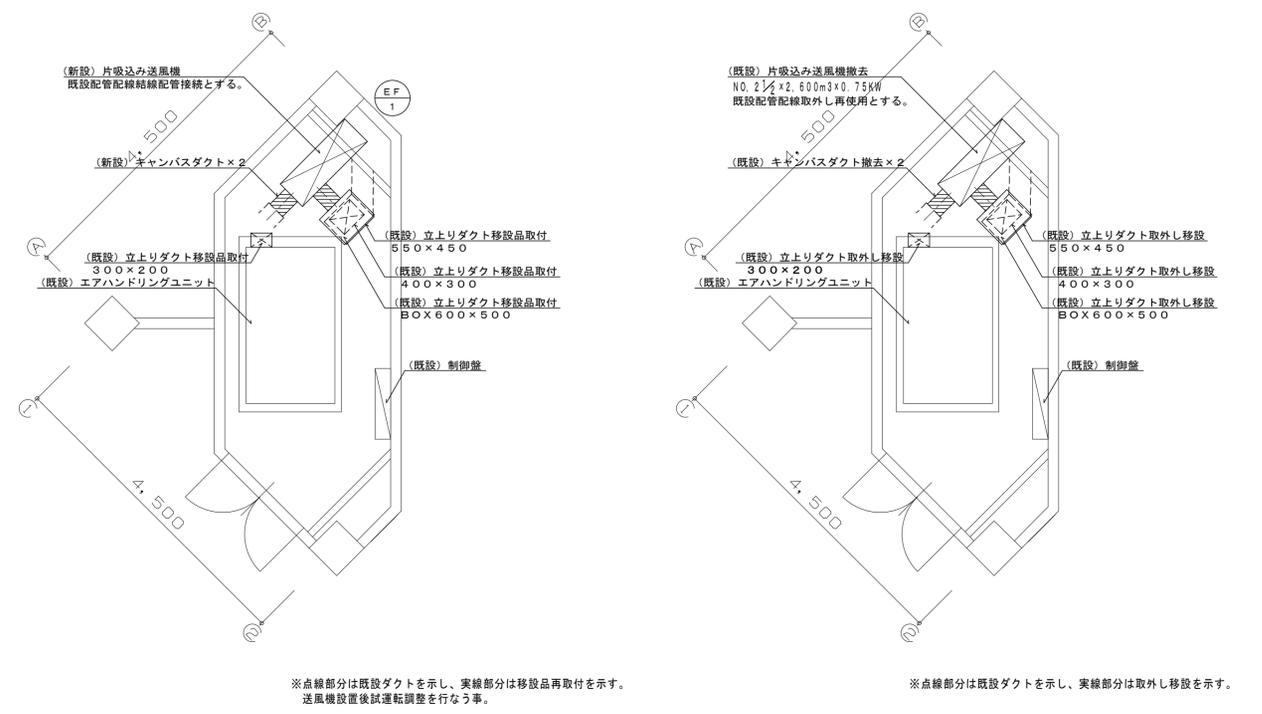
換気設備機器一覧表

記号	機器名称	仕様	数量	備考
EF 1	片吸込み送風機	番手 NO. 21/2	1	※試運転調整を行なう事。
		風量 2600m <sup>3</sup> /h 静圧 200Pa 出力 0.75KW 電源 3φ200V		



(改修後) 1階 機械室 平面詳細図 1/50  
(配管設備)

(改修前) 1階 機械室 平面詳細図 1/50  
(配管設備)



(改修後) 1階 機械室 平面詳細図 1/50  
(ダクト設備)

(改修前) 1階 機械室 平面詳細図 1/50  
(ダクト設備)